

水国だより

2021年8月4日発行



国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所
水沢国道維持出張所
〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字車堂79
TEL : 0197-24-2187 FAX : 0197-24-1289



一関市(宮城県境)～花巻市(二枚橋)までの
国道4号を管理しています。

特殊車両の取締をおこないました

7月19日(月)前沢車両検測所(住所:奥州市前沢古城字幅下)において、奥州警察署のご協力のもと約20名で、運輸局による不正軽油の抜き取り調査も含め、特殊車両の指導・取締をおこないました。

みなさんが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両が走行する場合には、道路法及び車両制限令による「特殊車両通行許可」が必要です。

違法に重量オーバーした大型車両は、道路を傷める大きな原因となり、補修工事を増やしたり、渋滞や事故の原因になるため、このような取締を定期的におこなっています。

今回は、約2時間で調査した7台のうち、1台の違反車両に対して指導をおこないました。ドライバーのみなさん、道路保全と交通の危険防止のためにも、事前の申請と許可条件を守って走行していただきますよう、お願い申し上げます。



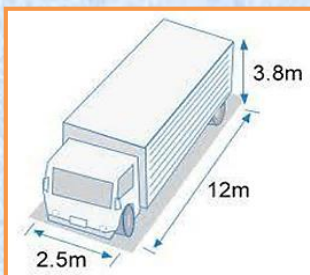
約20名でおこないました。



積載分の長さも含め計測します。



車幅の確認中。



◆特殊車両とは◆

幅 : 積載状態で2.5m

長さ : 走行(連結・積載)状態で12m

※トレーラー等の連結車はほとんどがこれを超えます

高さ : 積載状態で3.8m(一部道路では4.1m)

総重量 : 積載状態で20t(一部道路では車両の構造に応じて最大25t)

軸重 : 積載状態で最大10t

! 注意 !

・車両の大きさや重さに関する制限は、このほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。

・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上記の限度を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

